

令和元年11月18日  
岡山市子ども・子育て会議  
資料2-2

(仮称)  
岡山市  
子ども・子育て支援プラン  
2020

---

令和2年度～令和6年度

素案

(第3章除く)

岡山市・岡山市教育委員会



# 目次(案)

---

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b>	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	3
4	計画の対象	3
5	基本理念	3
6	計画の推進体制	4
<b>第2章</b>	<b>岡山市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況</b>	5
1	人口・世帯の状況	5
2	少子化の動向	7
3	就労の状況	10
4	子どもの状況	11
5	前プラン（平成27～31年度）の推進状況	12
<b>第3章</b>	<b>子ども・子育て支援プラン（令和2～6年度）</b>	
1	計画の体系	
2	施策の展開・推進事業	
3	評価指標・数値目標一覧	
<b>第4章</b>	<b>総合的な放課後子ども対策の推進について</b>	17
	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新・放課後子ども総合プラン岡山市行動計画</span>	
<b>第5章</b>	<b>社会的養育の推進について</b>	21
1	児童虐待の防止と子どもと家庭の支援	
2	社会的養育の推進	
<b>第6章</b>	<b>子どもの貧困対策の推進について</b>	30
1	子どもの貧困の状況と取組経過	
2	基本的な考え方	
3	基本方針と重点取組	
4	評価指標	

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 策定の趣旨

子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、晩婚化・未婚化による少子化の進行や核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、著しく変化しています。また、保育需要の増大に伴う待機児童問題、仕事と子育てとの両立の困難、児童虐待や子どもの貧困の問題など、課題が山積しています。

このような状況の中、子ども・若者が健やかに育ち、安心して子育てができるまちを築いていくためには、家庭をはじめ地域、事業者、学校園、行政が相互に連携し、子どもや子育て家庭を社会全体で見守り、支援していくことが、これまで以上に必要となっています。

岡山市では、平成27年度に「岡山市子ども・子育て支援プラン（平成27年度～平成31年度）」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできましたが、子育て支援施策のさらなる拡充が必要なことから、新たな計画「岡山市子ども・子育て支援プラン2020（令和2年度～令和6年度）」を策定します。

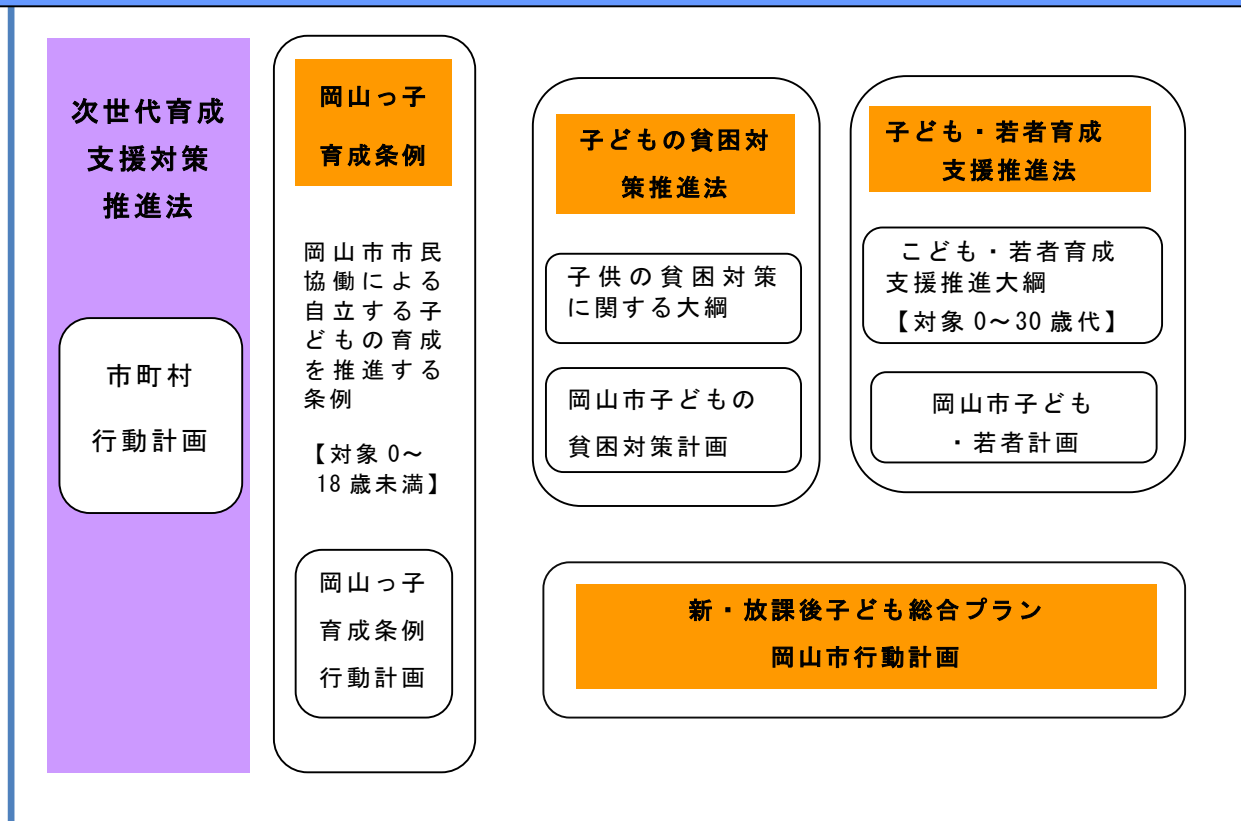
本計画に基づき、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境づくり、子ども・若者が夢と希望を持ち、生まれ育った環境に左右されず健やかに成長できる社会の形成、待機児童の解消、幼児期における質の高い学校教育・保育の提供、子育て家庭の不安や負担の軽減、地域社会全体での子ども・子育て支援の充実など、子どもが豊かに育つ環境の整備を推進していきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子どもの育ちと子育て支援を推進する総合的な計画であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として策定します。

また、「岡山市第六次総合計画」の分野別計画であり、「岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例（岡山っ子育て条例）」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の市町村計画、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立支援計画」及び「新・放課後子ども総合プラン岡山市行動計画」を含み、「岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）」をはじめ、「子ども・子育て支援法」の事業計画（岡山市子ども・子育て支援事業計画2020）など、他の関連計画との連携も図っています。なお「第5章 社会的養育の推進について」は、岡山県と共同で策定した「岡山県社会的養育推進計画」と連動するものです。

## 岡山市子ども・子育て支援プラン 2020

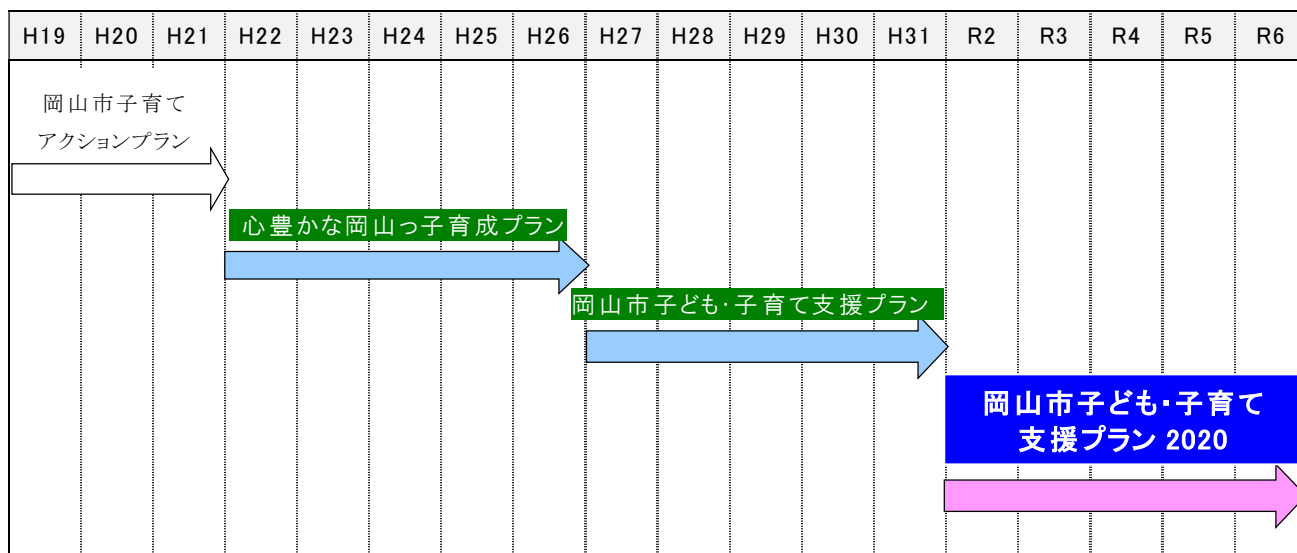


### <主な関連計画等>

- ・岡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・第2期岡山市教育振興基本計画
- ・岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）
- ・岡山市子ども・子育て支援事業計画 2020
- ・健康市民おかやま21（第2次）
- ・岡山市食育推進計画（第3次）
- ・岡山市子ども読書活動推進計画
- ・岡山市住生活基本計画
- ・岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例
- ・岡山市安全・安心まちづくり条例
- ・第5期岡山市障害福祉計画・第1期岡山市障害児福祉計画
- ・岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画（第4次さんかくプラン）
- ・岡山市歯科保健基本計画
- ・岡山市子どもを虐待から守る条例

### 3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。ただし、施策の実施状況の評価等により変更の必要が生じた場合は、中途で見直すこととします。



※社会的養育推進計画については、令和11年度まで

### 4 計画の対象

本計画は、すべての子ども・若者とその家族、地域、教育・保育施設、学校、企業、行政などを含むすべての市民・団体を対象とします。

なお、この計画における「子ども」とは、妊娠期から乳幼児期を経て学童期を主としたおおむね18歳未満の子どもとし、内包している子ども・若者育成支援推進法に基づく行動計画における「若者」は30歳代までとします。

### 5 基本理念

**安心して子育てができ、子ども・若者が輝くまちづくり**

子ども・若者は未来を担うかけがえのない存在であり、その健やかな育ちは一人一人の子ども・若者、子育て家庭の幸せにつながるとともに、豊かで活力ある社会を築いていくために最も重要な課題です。

子どもは、家族の愛情を受け、すくすくと成長する日々を送る中で、自発的に物事に挑戦しながらたくましく成長し、夢や希望と現実の中で、不安や迷いを抱きながら自分らしさを見つけようとしています。

若者は、様々な悩みや葛藤を経験しながら、社会の担い手として生活の基盤を確立し、地域社会等へ貢献するとともに、能力や適性等に応じて活躍の場を広げていきます。

そこで、子ども・若者が健やかに成長する基盤として、安心して子どもを生み育てることができる社会の仕組みづくりと、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりが必要です。

岡山市は、希望する誰もが安心して子どもを生み育てることができ、子ども・若者が将来に夢と希望を持って健やかに成長できるよう、市民、企業、地域団体、行政など社会全体で支援していきます。また、家庭では、「家族が仲良く、会話が弾み、子どもの成長を見守っていく」、地域では、「温かく子どもたちを見守り応援し、ともに支え合い、いきいきと活動する」、事業者は、「子育てと仕事の両立支援に理解を深めて子育てしやすい職場環境づくりを進め、地域の子ども、子育てに関心を持って地域との関わりを深める」、学校園では、「子どもが集団の中で自立に必要な力を身に付けられるようにする」、そのようなまちを目指してそれらを支えるための施策の充実を図り、市民のみなさんと一緒に進めてまいります。

## 6 計画の推進体制

---

本計画の推進にあたっては、庁内組織として関係部署で構成する推進会議を設置し、年度ごとに事業の進捗状況等を把握するとともに、子ども・子育てを取り巻く社会環境の変化に適切に対応しながら、必要な内部調整を行い、総合的かつ円滑な推進を目指します。

また、議会や各分野における専門的な知識を持つ有識者及び関連団体等から適宜、多様な意見を聴取しながら施策等の一層の推進に努めます。

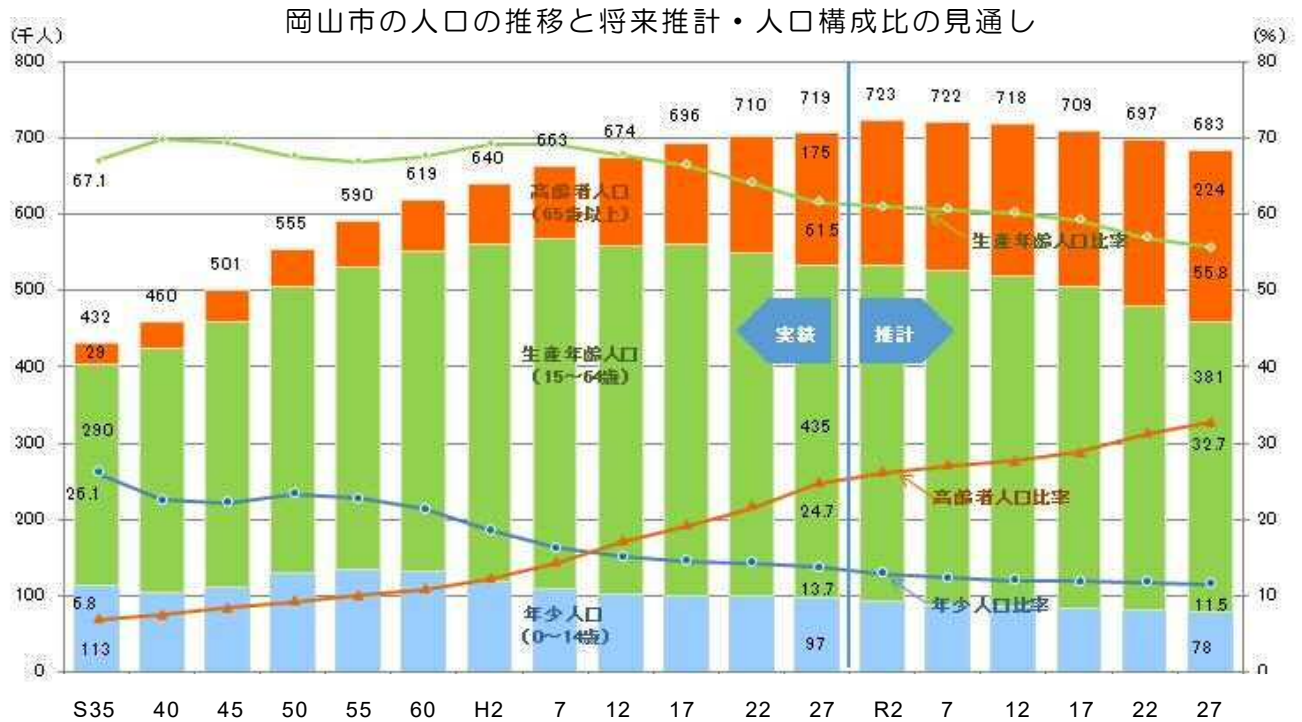
なお、計画の進捗状況については、毎年度、ホームページ等において公開します。

## 第2章 岡山市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

### 1 人口・世帯の状況

#### (1) 人口の推移と将来推計

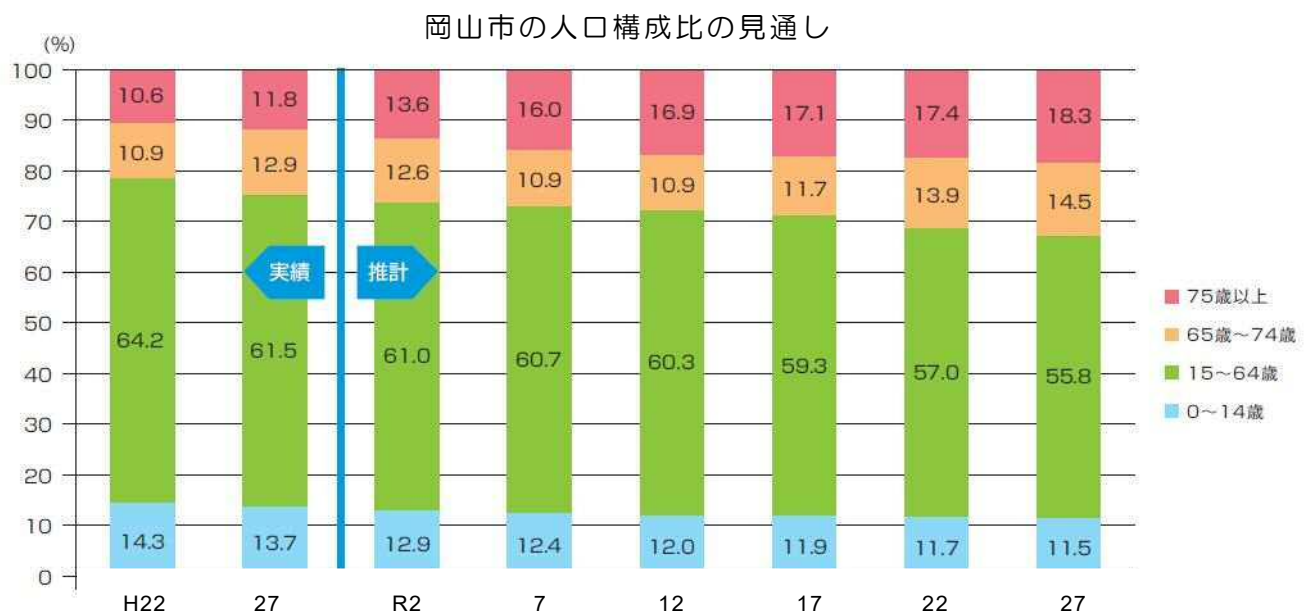
岡山市の人口は緩やかな増加が続いていますが、今後は減少に転じると予測されています。



(資料) 実績値：総務省「国勢調査」、推計値：岡山市

#### (2) 人口構成比の見通し

年少人口(0歳～14歳)の割合は減少傾向が続き、令和2年には75歳以上の割合が、年少人口の割合を上回る見通しです。



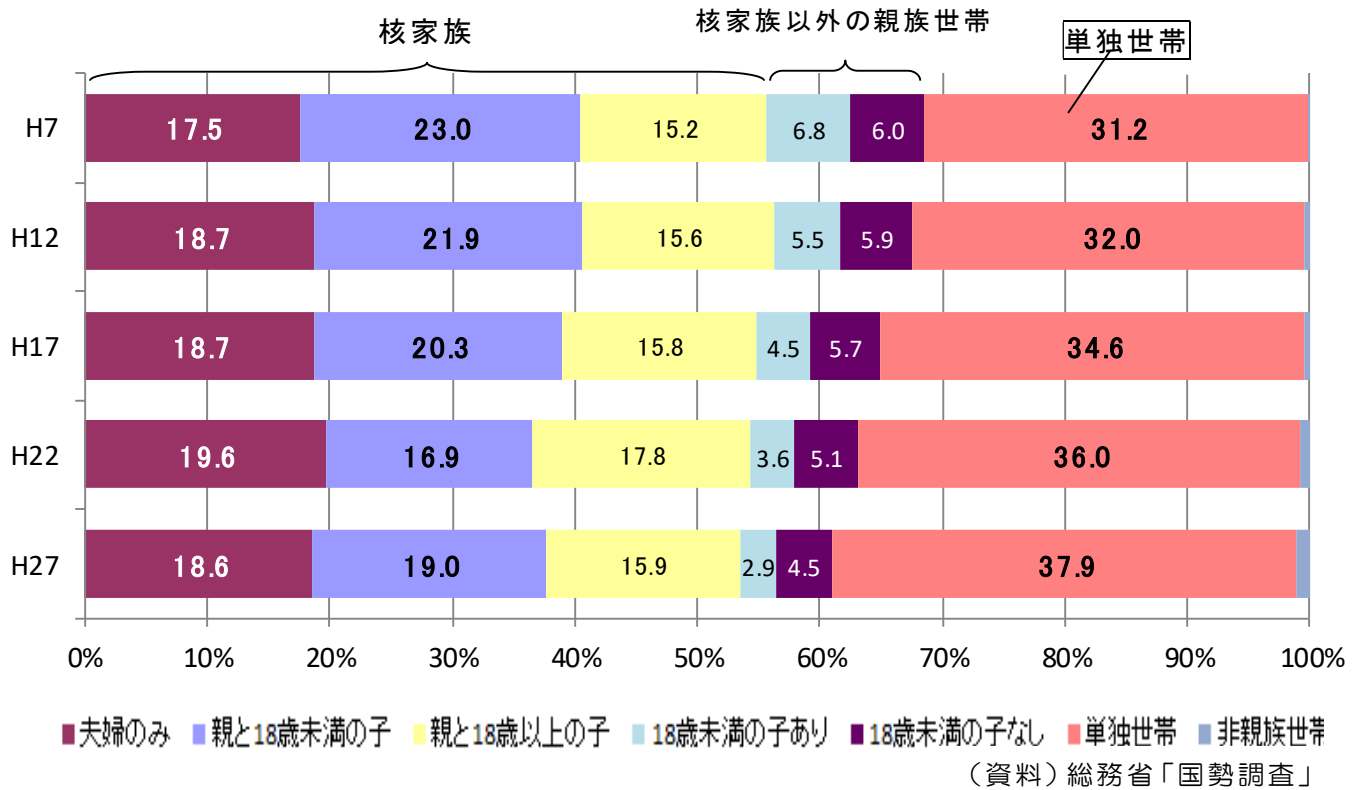
(資料) 実績値：総務省「国勢調査」、推計値：岡山市



### (3) 世帯構成の推移

世帯構成は、「親と18歳未満の子」から成る世帯が、平成7年の23.0%から平成27年の19.0%へ4ポイント減少し、「単独世帯」の割合が6.7ポイント増加しています。

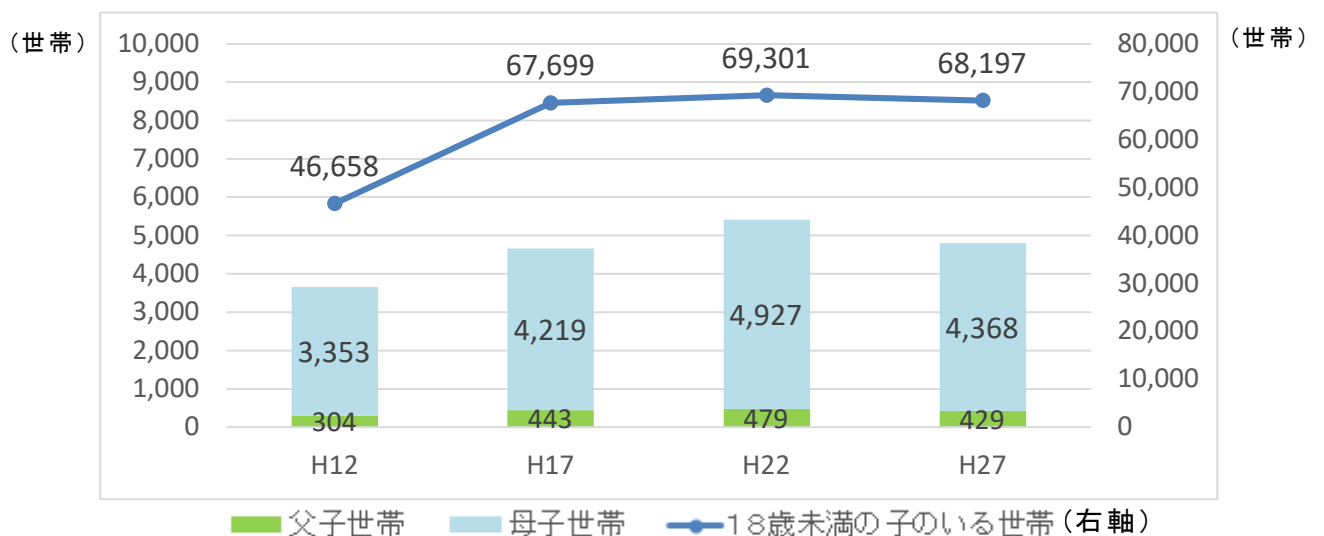
岡山市の世帯構成の推移



### (4) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯（18歳未満の子のいる母子世帯・父子世帯）数は、平成22年までは増加していましたが、平成27年は減少しています。

岡山市の18歳未満の子のいる世帯数と母子世帯・父子世帯の世帯数



(資料) 総務省「国勢調査」(他の世帯員がいる世帯を含まない)

## 2 少子化の動向

### (1) 合計特殊出生率及び出生数の推移

出生数は、近年特に減少傾向にあります。合計特殊出生率は、全国より概ね高い水準で推移しており、直近5年間の平均は1.45となっています。

岡山市の出生数と合計特殊出生率の推移



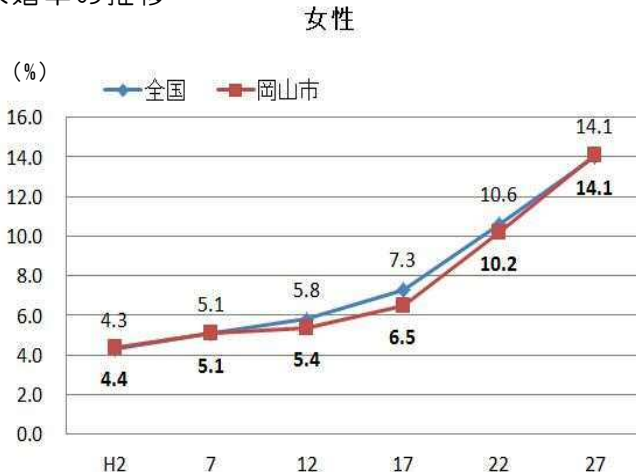
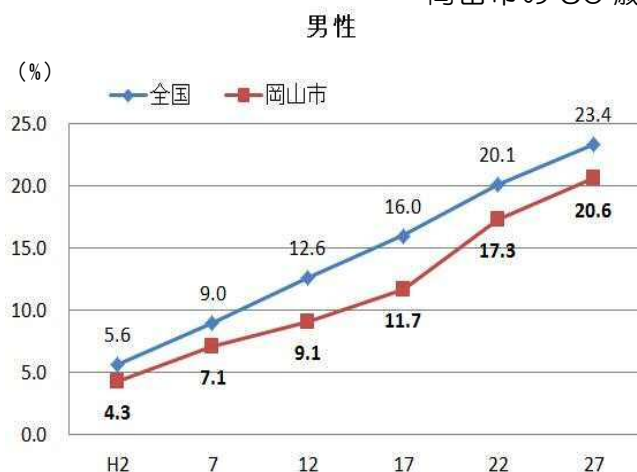
(資料) 岡山県「衛生統計年表」

### (2) 50歳時の未婚割合の推移

男性の50歳時未婚率は全国より下回って推移していますが、平成2年の4.3%から平成27年の20.6%へ大きく上昇しています。

女性の50歳時未婚率は、全国と同じレベルで推移しており、特に平成17年以降大きく上昇し、平成27年は14.1%となっています。

岡山市の50歳時未婚率の推移

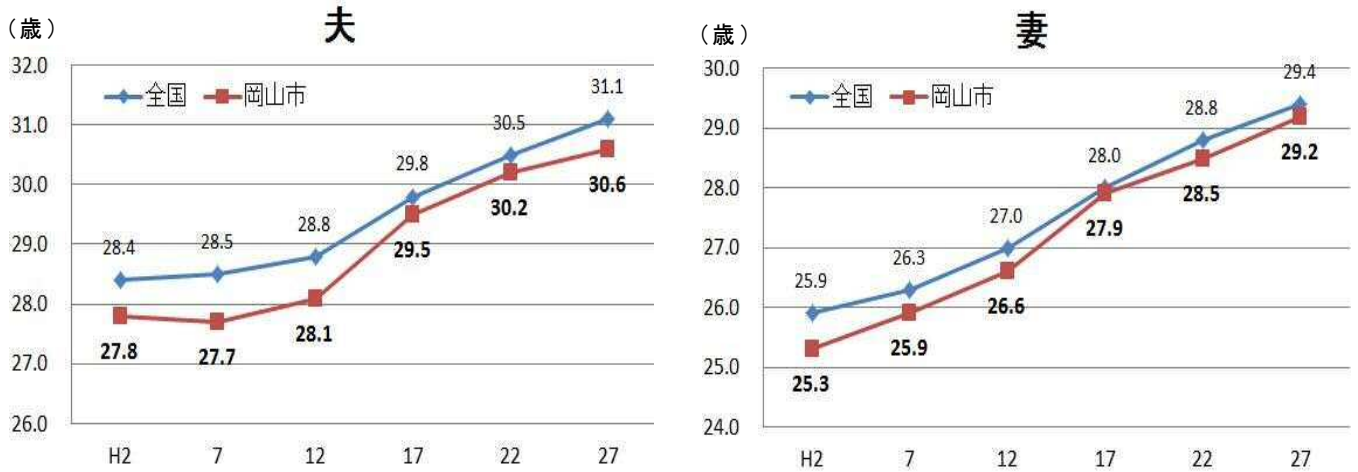


(資料) 総務省「国勢調査」

### (3) 平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢は、夫、妻ともに全国よりも若い年齢で推移していますが、全国と同様に晩婚化が進んでいます。

岡山市の平均初婚年齢の推移



(資料) 総務省「国勢調査」

### (4) 婚姻数・離婚数の推移

年間の婚姻数、離婚数ともに全体的に減少傾向にあり、平成 29 年は、婚姻数 3,773 件、離婚数 1,271 件となっています。

岡山市の婚姻数・離婚数の推移

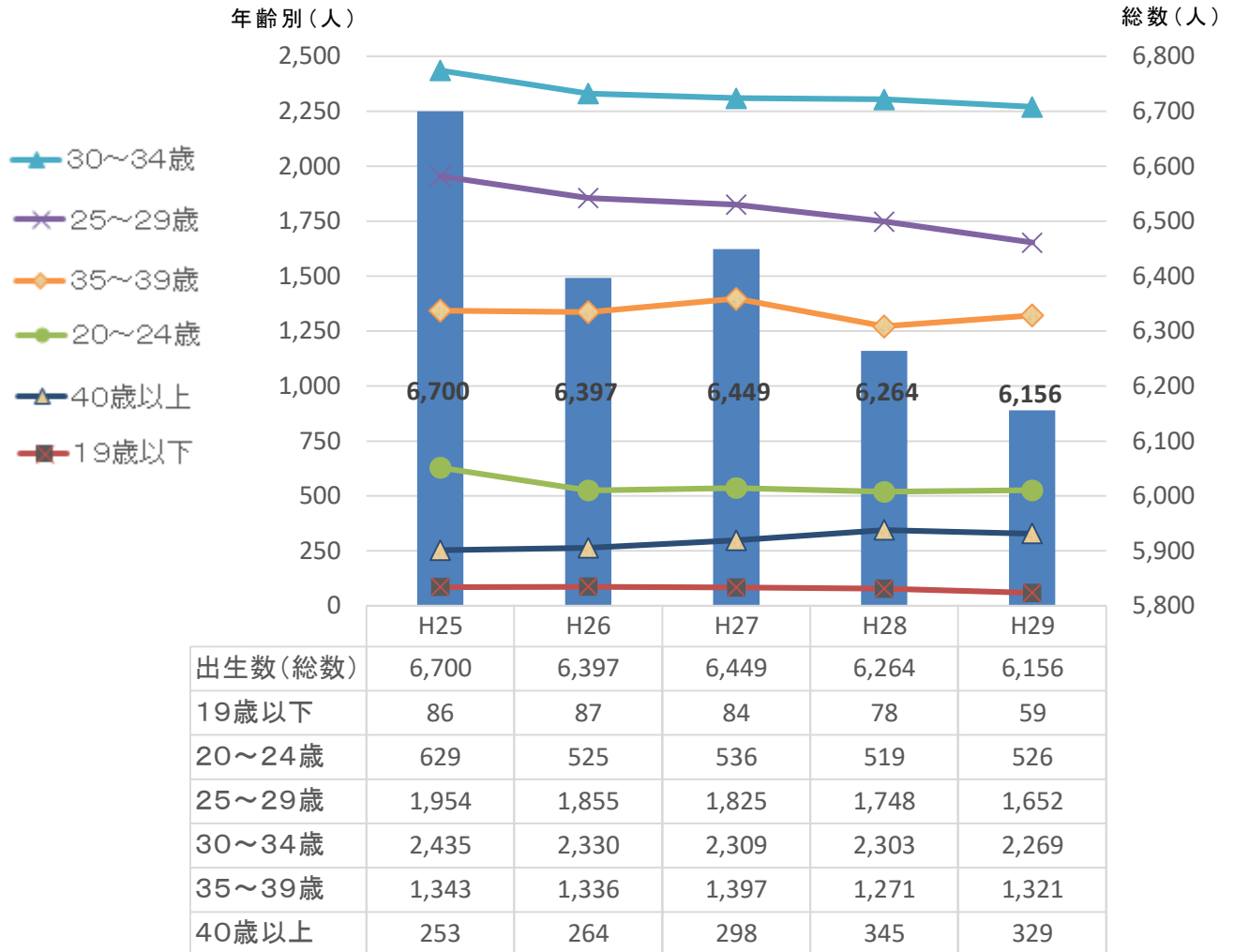


(資料) 岡山県「衛生統計年表」

### (5) 母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数は、総数の減少に伴い全体的に減少傾向にあり、特に25～29歳が減少しています。一方、40歳以上は増加傾向にあり、晩産化が進行していることがうかがえます。

岡山市の母の年齢別出生数の推移



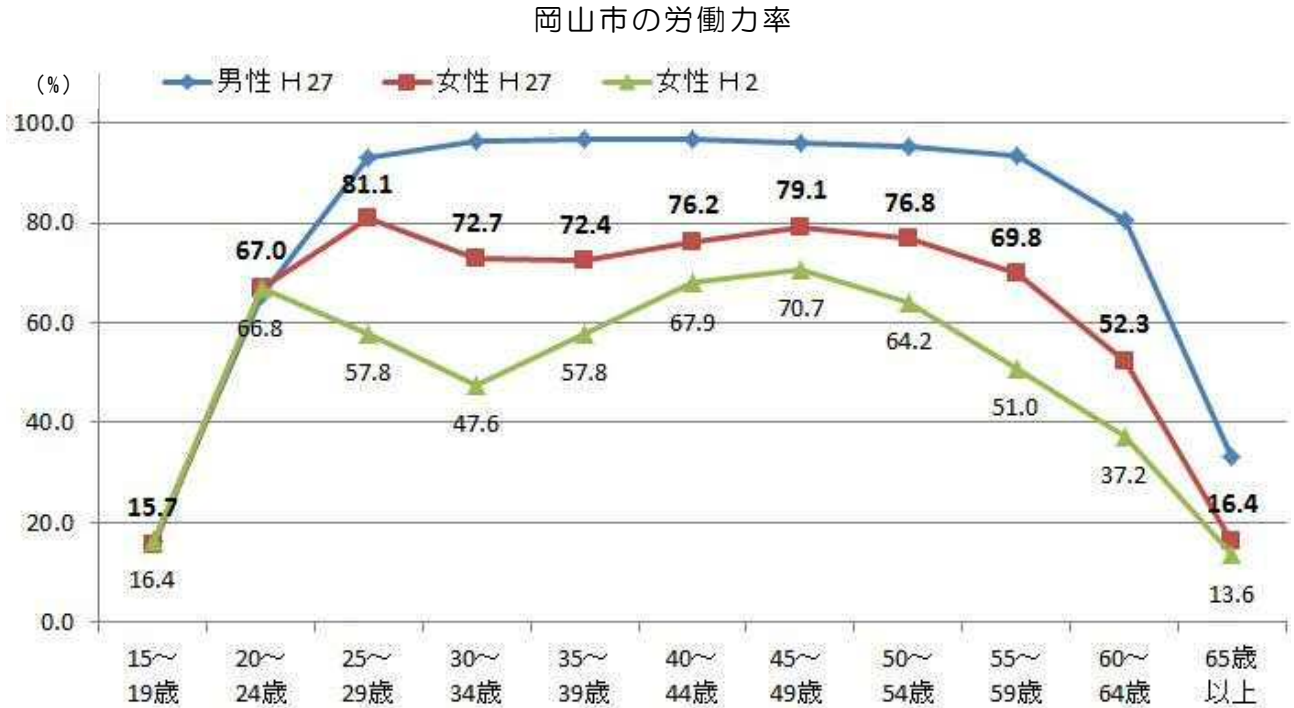
(資料) 厚生労働省「人口動態統計」



### 3 就労の状況

#### (1) 労働力率

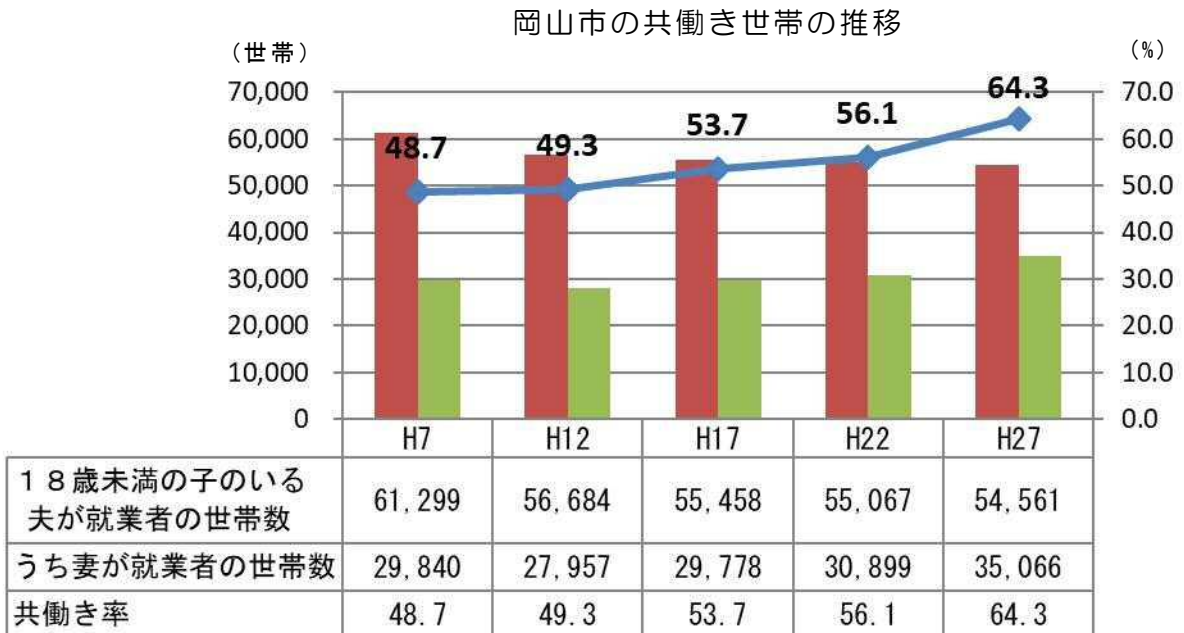
女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する傾向がありますが、近年では、25歳以降の女性の労働力率が上昇してきており、女性の就労が進んでいることがわかります。



(資料) 総務省「国勢調査」

#### (2) 共働きの状況（18歳未満の子のいる世帯）

18歳未満の子のいる世帯のうち夫婦共働きの割合は年々上昇し、平成27年には、64.3%となっています。



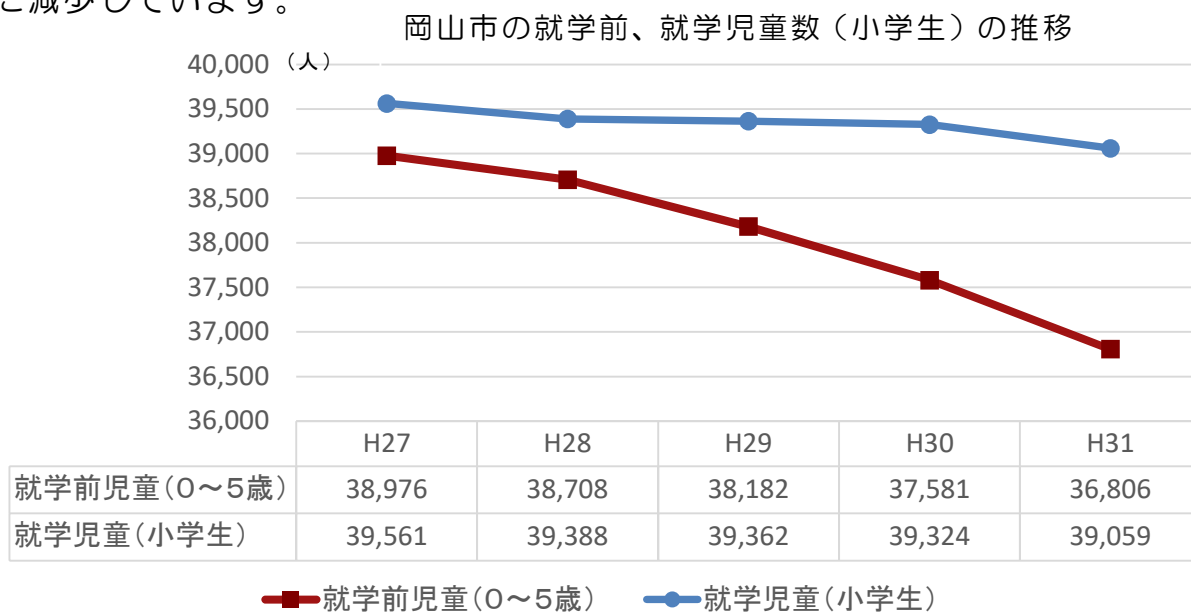
(資料) 総務省「国勢調査」



## 4 子どもの状況

### (1) 就学前児童、就学児童数（小学生）の推移

就学児童数（小学生）は緩やかな減少が続いていますが、就学前児童数は加速度的に減少しています。



(資料) 岡山市住民基本台帳(各年3月末時点)

### (2) 就学前児童の保育状況

就学前児童は、0歳児では約8割が家庭などで過ごし、4～5歳児の9割以上が教育・保育施設を利用しています。



	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
教育利用(幼稚園)	0	0	0	1,493	2,548	2,696
保育利用(保育所等)	1,280	3,109	3,501	3,644	3,627	3,534
家庭内保育等	4,497	3,010	2,514	1,086	164	103
就学前児童数計	5,777	6,119	6,015	6,223	6,339	6,333

※保育所等には、企業主導型、特認登録、認可外保育を含む。

(資料) 岡山市岡山っ子育成局(平成31年4月)

## 5 前プラン（平成27～31年度）の進捗状況

（平成30年度実績まで）

### <評価指標>

柱1 仕事と子育てが両立できる環境づくり							
仕事と子育ての両立のための基盤整備 【重点施策1】		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (目標値)	基準日	担当課
保育所等への入所希望に対する入所児童の割合の上昇	保育所等への入所希望者に対する入所できた児童の割合	91.5%	88.7%	89.2%	100%	4月1日	就園管理課 こども園推進課
受け皿の整備や保育コンシェルジュによる寄り添う支援等に取り組んだ結果、指標の改善が図られており、平成30年度までの間、基準値を上回る数値で推移しているが、保育士不足や令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴う保育ニーズの増加により、令和元年度末の目標値達成については困難さが増している。							
放課後児童クラブへの入所希望に対する入所児童の割合の上昇	放課後児童クラブへの入所者に対する入所できた児童の割合	87.7%	85.4%	91.5%	100%	翌年度 4月1日	地域子育て支援課
積極的な施設整備等に伴う受け皿の整備により指標の改善が図られており、来年度は更なる改善を見込んでいる。							
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し 【重点施策2】		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (目標値)	基準日	担当課
男性の育児等への積極的参加	「3歳児アンケート」で「平日育児に参加する時間」について1時間以上と回答した父親の割合	52.0%	46.6%	55.1%	55%	3歳児健診	地域子育て支援課
平成30年度に目標値を達成したが、男性の育児等へ積極的に参加できるように事業や周知等を実施する。							
柱2 子どもと子育て家庭への支援							
子育ての負担感や不安感をやわらげる支援 【重点施策3】		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (目標値)	基準日	担当課
子育てに対する満足度の向上	「市民意識調査」で「子育て支援・児童福祉や少子化対策に対する満足度」で「満足、やや満足」と回答した市民の割合	—	13.9%	—	30%	隔年調査	こども企画総務課
平成30年度は調査なし。市民意識調査では、対象者の年齢層が幅広く、どちらでもないと回答する人が多く満足度が低くなる傾向があり、さらにその原因の分析ができない。当該指標については、代替の指標を含め、検討必要。							
子育てが楽しいと感じる保護者の割合の向上	「子育てに関するアンケート調査」で「子育ては楽しいか」で「どちらかといえば楽しいことのほうが多い」と回答した保護者の割合	68.8%	—	70.5%	73%	不定期 (平成30年度)	こども企画総務課
平成30年度調査では、平成28年度と比較すると微増となっているが、目標値にはわずかに届かなかった。子育て世代の方が子育てが楽しいと感じられるよう、引き続き子育て環境の充実をさらに進めていく必要がある。							

柱3 子どもが安全で健やかに育つことができる環境づくり							
地域社会の子育て力を高める 【重点施策4】		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (目標値)	基準日	担当課
家族で地域行事に参加している と答えた保護者の割合の向上	岡山市教育に関する総合調査	59.9%	64.2%	64.3%	68%	1月	教育企画 総務課
順調に推移している。今後も調査結果をHPで公表して市民へ周知したり、関係課と連携し地域協働学校の推進を進めたりすることで参加率の向上を図る。							
地域に開かれ信頼される学校園づくり 【重点施策5】		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (目標値)	基準日	担当課
学校からの情報提供に関する 保護者の満足度の向上	岡山市教育に関する総合調査	80.7%	85.6%	86.2%	80%	1月	教育企画 総務課
順調に推移している。引き続き、校長会などを通して、学校行事や教育委員会の取組、方針などを積極的に発信してもらうよう依頼していく。							
柱4 困難を抱える子ども・若者やその家庭への支援							
子どもの貧困対策の推進 【重点施策7】		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (目標値)	基準日	担当課
児童扶養手当の受給開始後5年等経過者のうち就労している割合		84.6%	86.5%	87.9%	90%	12月10日	こども福祉課
順調に増加している。引き続き、ひとり親家庭の就労支援等を行い、増加傾向の維持に努めたい。							
柱5 若者の健全な成長と自立の支援							
若者の社会的自立支援 【重点施策8】		平成22年度	平成27年度	平成30年度	令和元年度 (目標値)	基準日	担当課
就労しない若者の割合の減少	「国勢調査」において、若者（15～39歳）のうち「非労働力人口」の「家事」、「進学」以外の者の割合	1.0%	1.6%	—	減少	国勢調査	こども企画 総務課
就労しない若者の割合の減少を目標にしているが、平成22年度から平成27年度は増加している。当該指標については、代替の指標を含め、検討必要。							



<数値目標>

柱1 仕事と子育てが両立できる環境づくり						
(1)仕事と子育ての両立のための基盤整備 【重点施策1】		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (目標値)	担当課
通常保育事業	保育園等での2号・3号認定の受け皿	15,603人	17,383人	18,967人	19,000人	こども園推進課
認可保育所や幼保連携型認定こども園等の整備により、平成30年度末までに、保育の受け皿を18,967人分確保した。引き続き目標達成を目指し事業を推進する。						
延長保育事業	延長保育実利用人数(私立)	5,639人	5,878人	5,818人	5,794人	保育・幼児教育課
労働形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、事業の必要性は高い。施設の増加に伴い預かり人数は増加するものと見込まれる。						
病児保育事業	病児保育年間延利用者数	5,299人	6,676人	5,581人	7,651人	保育・幼児教育課
安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る観点から事業の必要性は高い。						
地域型保育事業等	地域型保育事業等利用者数	96人	372人	819人	1,713人	こども園推進課
平成27年4月1日から平成31年4月1日の間に31園の地域型保育事業所が開園するなどし、利用者数の拡大がされた。引き続き目標達成を目指し事業を推進する。						
最適化に向けた施設整備・幼保一体化の推進事業	市立幼保連携型認定こども園移行数	5園	6園	11園	30園	こども園推進課
平成27年度に4園、平成28年度1園、平成29年度1園、平成30年度に5園、令和元年度に1園が市立幼保連携型認定こども園へ移行した。令和元年度末までの整備目標である30園の内、開園は16園にとどまる見込みであることから、令和元年度を目途に抜本的で実効性のある方策の検討を進める。						
保育環境整備事業(保育園文書・用品等集配業務)	保護者相談・支援対応の実施回数	2,122回	1,829人	1,753回	1,800回	幼保運営課
これまでの取組成果による保護者からの相談件数の減少、保育士不足による事務負担増加の影響で支援回数が減少傾向にある。令和元年度は、引き続き、保育士から保護者への声かけや聞き取りなどの働きかけにより、可能な限り対応件数を増やしたい。						
免許資格取得支援事業	免許資格未取得者数	61人	43人	20人	0人	保育・幼児教育課 幼保運営課
27年度より毎年数名ずつ免許・資格を取得しているため目標値の0人に近づいている。令和元年度には未取得者数0人を目指したい。						
保育士確保支援事業(保育士・保育所支援センター事業)	潜在保育士登録者数	108人	140人	104人	毎年度130人	保育・幼児教育課
各施設で保育士不足が言われる中、年度により目標値に達していない状況がある。今後、養成校の呼びかけや広報の拡充により、センターへの登録者数を増やし、さらなる保育士確保に繋げていく必要がある。						
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ利用児童数	6,377人	6,831人	7,313人	8,542人	地域子育て支援課
積極的な施設整備を行ったことにより利用児童数は増加傾向を続けており、来年度は更なる増加を見込んでいる。						
放課後児童クラブ施設の充実	施設確保が必要な児童クラブ数(1.65㎡未満/人)	44施設	44施設	42施設	0施設	地域子育て支援課
平成30年度末までに49クラブ(2クラブが31年度に繰越)を整備し、平成31年度4月時点では令和元年度の整備対象クラブは48クラブと見込んでいる。						

柱2 子どもと子育て家庭への支援						
(1)母子保健等の充実		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (目標値)	担当課
こんにちは赤ちゃん事業	訪問率	97.7%	97.6%	97.0%	100%	健康づくり課
おおむね順調に訪問率が達成できている。100%の訪問率を達成したいところであるが、最近の傾向として里帰りが長くなっていることもあり、目標をなかなか達成できていない現状もある。						
養育支援訪問事業	訪問実施実人数	32人	23人	38人	35人	健康づくり課
おおむね順調に訪問実数が入っている。核家族化が進み、育児力が弱まっている家族が増えている中で、今後も訪問数増えていると見込まれる。						
乳幼児健康診査	健康診査受診率〔3～5か月児〕	94.0%	92.4%	94.6%	97%	健康づくり課
	健康診査受診率〔1歳6か月児〕	95.3%	95.2%	95.2%	96%	健康づくり課
	健康診査受診率〔3歳児〕	93.6%	94.8%	94.0%	94%	健康づくり課
現状維持。目標達成に向け、受診勧奨など行っていく。						
妊婦一般健康診査	利用者数	6,624人	6,486人	6,042人	6,589人	健康づくり課
少子化が進む中で受診者数は減少傾向にある。子育て世代包括支援センターでの妊娠届出時の全数面接により妊婦健診の受診について説明をし、引き続き妊娠中に継続して妊婦健診が受けられるよう受診勧奨を行っていく。						
(2)子育ての負担感や不安感をやわらげる支援【重点施策3】		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (目標値)	担当課
一時預かり事業	一時預かり延利用者数	62,569人	55,935人	50,279人	80,133人	保育・幼児教育課
労働形態の多様化等に伴い、今後も事業の必要性は高い。						
ファミリーサポート事業	会員数	3,107人	2,783人	2,793人	3,370人	地域子育て支援課
平成30年度は平成29年度に比べ会員数が増加しているものの、目標値には届いていない。依頼会員は子どもの年齢にともない、常に変動するため、引き続きの周知活動が必要である。また、提供会員についても引き続き募集を行い、事業の安定的な実施を目指す。						
子育て短期支援(ショートステイ)事業	延利用日数	958日	981日	841日	1,050日	こども福祉課
ショートステイの利用の理由の約8割は育児疲れ、次いで1割強が「疾病」であり、子育ての負担感を和らげる支援として効果を上げている。相談者の状況に応じて年度ごとの利用の増減はあるが、乳幼児の利用は増加傾向にあるため、引き続き高い利用数の30年度並みで推移することが見込まれる。						
シルバー世代産前産後応援事業	利用登録者数	107人	138人	133人	150人	地域子育て支援課
平成29年度、30年度に制度の見直し、利用しやすい形に変えたことで、利用が増加している。広報紙等で引き続き利用の周知を図り、また支援者の数も増やし、より利用しやすい形にする。						
利用者支援事業	支援員数	10人	10人	10人	10人	就園管理課
平成27年度から平成30年度まで、毎年度10人の保育利用者支援員を配置し、保育利用を希望する保護者への「寄り添う支援」により、待機児童の減少に寄与している。令和元年度においても同様に10人(うち1人は育休中)を配置しているが、幼児教育・保育の無償化に伴う保育ニーズの増加が見込まれることから、保護者のニーズに対して的確に情報を提供できる支援員の役割がますます重要になっている。						
子育て応援サイト(こそだてぽけっと)運営	年間アクセス件数	1,081,588件	1,153,277件	1,271,694件	1,200,000件	地域子育て支援課
目標値は達成したが、毎年サイトの対象から外れるユーザーがいることを鑑み、新規ユーザーの獲得、対象ユーザーに継続的にアクセスしてもらえようとするサイト作りに努め、本年度も目標を達成できるように努める。						

柱3 子どもが安全で健やかに育つことができる環境づくり							
(1)地域社会の子育て力を高める 【重点施策4】		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (目標値)	担当課	
心豊かな岡山っ子応援団	賛助団員数	11団体	81団体	58団体	90団体	地域子育て支援課	
寄附金による賛助団員については1年限りのため、新規開拓するだけでなく、継続的な働きかけが必要である。企業、団体に対して賛助団員になってもらえるよう引き続き周知を行い、目標達成に向けて現在の事業を推進する。							
地域子育て支援センター	利用者数	H28・29年度は0～5歳児の利用実績、H30年度は0～2歳	84,126人	88,787人	68,781人	39,090人	地域子育て支援課
目標値は達成しているが、毎年利用者が入れ替わることを鑑み、利用者の獲得、利用者継続的に利用してもらうよう、周知や研修等を行う。							
(2)安全・安心の地域子育て環境の整備		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (目標値)	担当課	
プレーパーク普及事業	開所箇所数	常設1か所 臨時6か所	常設1か所 臨時8か所	常設1か所 臨時8か所	常設1か所 臨時8か所	地域子育て支援課	
目標達成はしたものの、臨時開設については、継続的に開催できるように現在の事業を推進する。							
(4)生活や学習の基盤づくり		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和4年度 (目標値)	担当課	
食育の推進	朝食を毎日食べる児童生徒の割合	82.4%	82.4%	82.2%	100%	保健管理課	
<p>中学校区や学校単独で栄養教諭・学校栄養職員が中心となり、児童生徒や保護者対象の料理教室及び食育活動のスクールランチセミナーを実施し、望ましい食習慣を身につけさせるように取り組んでいる。</p> <p>また、平成28年に作成した「岡山市の基本的な食に関するカリキュラム」を各学校の全体計画に盛り込み、学校長のリーダーシップの下、栄養教諭・学校栄養職員を中心に学校全体で組織的に食に関する指導に取り組むよう体制整備を図っている。</p>							
(8)地域に開かれ信頼される学校園づくり 【重点施策5】		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和7年度 (目標値)	担当課	
地域協働学校の推進	地域協働学校指定中学校区数	31中学校区	31中学校区	33中学校区	38中学校区	指導課	
平成30年度には、2中学校区が新たに地域協働学校を設置した。未設置の5中学校区に対しては、地域や教職員を対象とした研修会を行うなどして設置に向けての支援を行った。令和元年度末には全ての中学校区で設置が完了する予定である。							
柱4 困難を抱える子ども・若者やその家庭への支援							
(1)きめ細やかなサポートを必要とする子どもや家庭への支援 【重点施策6】		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (目標値)	担当課	
要保護児童対策	要保護児童進行管理件数	1,255件	1,326件	1,472件	1,800件	こども福祉課	
通告受理件数の増加に伴い進行管理件数もやや増加している。令和元年度の進行管理件数は、通告受理件数とその内容によって変化するが、状況改善等により終結するため、適切に進行管理を行っていることで、おおよそ、平成30年度並みに推移すると思われる。							
柱5 若者の健全な成長と自立の支援							
(2)若者の社会的自立支援 【重点施策8】		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (目標値)	担当課	
出合いのひろば事業	事業参加者の内結婚報告数	12件	12件	12件	延べ15件	こども企画総務課	
ここ3年間結婚報告がなかったため、イベント時に報告していただくよう、より一層の周知に努める。事業の成果が当該指標に反映するには一定の期間等を要するため、現時点では事業の見直しは行わない。							

## 第4章 総合的な放課後子ども対策の推進について

### 【新・放課後子ども総合プラン岡山市行動計画】

【全ての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる場所の計画的な整備のための計画】

希望する全ての子ども達が放課後や学校休業日を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所を確保するため、小学校において放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的あるいは連携して実施することを目指します。

#### ※放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携のタイプ

一体型・・・放課後児童クラブと放課後子ども教室を、同一の小学校や隣接する公民館等の活動場所において実施しており、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいいます。なお、放課後子ども教室を毎日開催する必要はありません。

連携型・・・放課後児童クラブと放課後子ども教室の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあって、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加することをいいます。

その他・・・同じ学校区にあるが、現在、連携していない又はどちらか一方しか存在していないケースもあり、今後、関係者の協議を行うなどして、将来的には一体型・連携型に発展していく場合です。

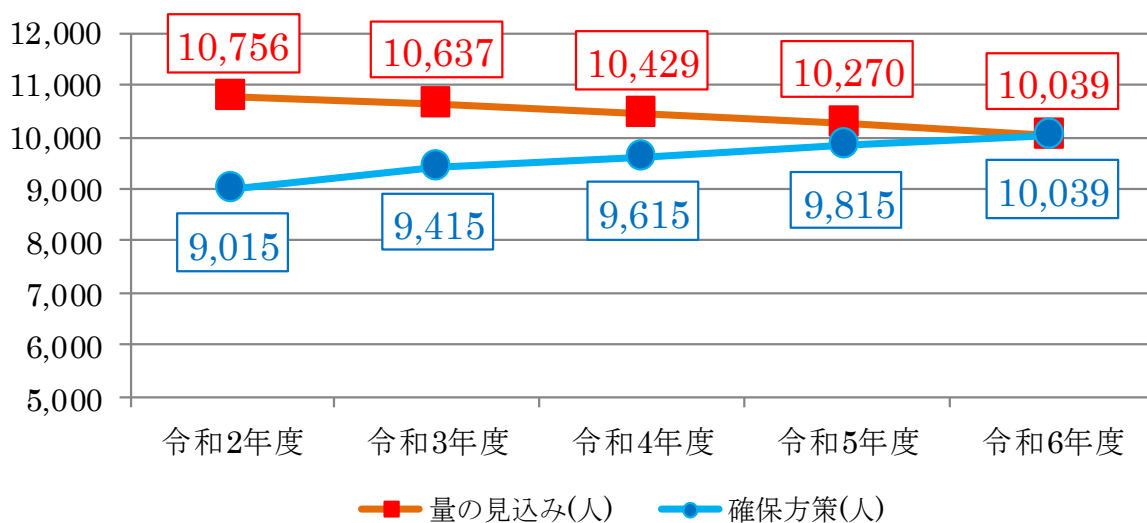
### ① 放課後児童クラブの令和6年度に達成されるべき目標事業量

◎令和6年度までに達成されるべき目標事業量（令和元年度策定）は下表のとおりです。

(人)

計画年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	10,756	10,637	10,429	10,270	10,039
確保方策 ②	9,015	9,415	9,615	9,815	10,039
② - ①	△1,741	△1,222	△814	△455	0

◎利用児童数拡大に対応するための施設整備・確保（平成31年4月1日現在）



重要業績指標 (KPI)	基準値	最終目標値 (R6)
施設確保が必要な児童クラブ数 (1.65㎡未満/人)	48施設 (H31.4)	0施設

\*岡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（抜粋）



**② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和 6 年度に達成されるべき目標事業量**

計画年次	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一体型の 目標事業量 (累計)	20 箇所	20 箇所	21 箇所	21 箇所	22 箇所
連携型の 目標事業量 (累計)	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
合 計	22 箇所	22 箇所	23 箇所	23 箇所	24 箇所

※平成 31 年 4 月 1 日現在の開設箇所数：22 箇所  
(一体型 18 箇所、連携型 2 箇所、その他 2 箇所)

**③ 放課後子ども教室の令和 6 年度までの整備計画**

計画年次	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
放課後 子ども教室 (累計)	22 箇所	22 箇所	23 箇所	23 箇所	24 箇所

※平成 31 年 4 月 1 日現在の開設箇所数：22 箇所  
(一体型 18 箇所、連携型 2 箇所、その他 2 箇所)

**④ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策**

一体型又は連携型の事業実施については、放課後児童クラブの児童も含め、全ての児童が放課後子ども教室の同一の活動プログラムに参加できるようにする必要があります。

- ・ 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるように、小学校区ごとに定期的な打ち合わせの場所を設けます。
- ・ 実施をする際には、児童の安全面に充分配慮した人員配置やプログラムに努めます。

**⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策**

新・放課後子ども総合プランの必要性、意義等について各小学校を訪問し説明を行うとともに、関係者への研修等を行い、理解を促します。

**⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と岡山っ子育成局の具体的な連携に関する方策**

放課後活動の実施にあたっては、教育委員会と岡山っ子育成局が連携し、情報交換や情報共有に努めます。

**⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策**

専門的知識等を持つ支援員等の加配や安全管理員の増員などの人員確保に努めるとともに、資質向上のための研修等の実施に努めます。

**⑧ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組**

全ての児童クラブが午後7時まで開所することを目指します。

**⑨ 子どもの自主性、社会性等のより一層の向上に向けて、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策**

子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備と安全面への配慮に努めるとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、研修等を行い支援員等の資質向上に努めます。

**⑩ 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策**

学区ごとに町内会長、民生委員、児童委員、保護者、学校関係者などが参加する地域連絡会議を定期的を開催していきます。

# 第5章 社会的養育の推進について

## 1 児童虐待の防止と子どもと家庭の支援

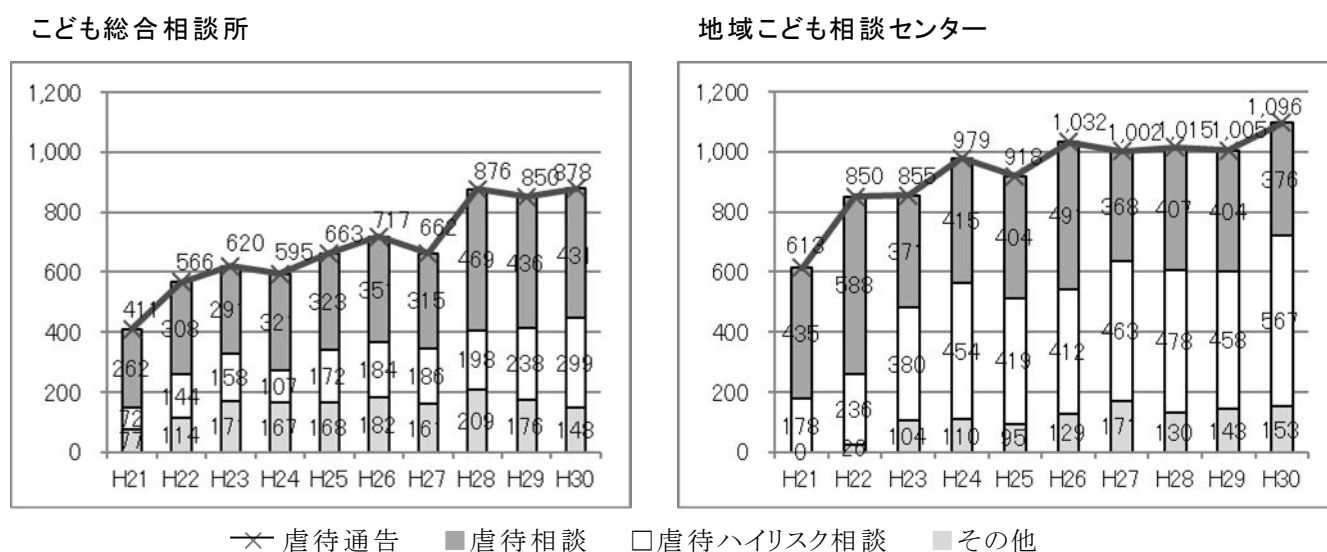
平成31年4月に「岡山市子どもを虐待から守る条例」が施行され、市、市民、関係機関等が子どもたちを虐待から守るために取り組むべきことが明記されました。また、令和元年6月に、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。児童虐待の未然防止、早期発見と支援のため、以下の取組を行います。

### (1) 現状

虐待通告件数は過去最多となっていますが、この数年間は件数が多く横ばいで推移しています。

こども総合相談所（児童相談所）では、虐待相談の占める割合が多くなっています。地域こども相談センター（6福祉事務所に設置）は、関係機関から早目の相談や通告が入るようになっており、虐待ハイリスク相談（※）の割合が増加しています。（※）虐待ハイリスク相談・・・虐待とはいえないが支援が必要と判断したものの

岡山市の虐待通告の状況



### (2) 基本的な考え方

児童虐待は、子どもの健全な発育・発達に深刻な影響を及ぼすとともに、安定した人間関係が保ちにくいなど生涯にわたり深刻な影響を与えます。最悪の場合には子どもの命を奪うこともあります。子どもの安全を最優先に考え、子どもを虐待から守る取組を全力で進めるとともに、虐待を未然に防ぐため、子育て家庭への支援を行います。

また、市及び関係機関等が連携し、虐待を見逃さず全ての子どもの安全と健やかな成長が守られる社会づくりを推進します。



### (3) 基本方針と重点取組

#### 1. 発生を未然に防ぐ（発生予防）

子育て情報の発信、相談先の周知等で、育児の孤立化を防ぐとともに、子育て家庭を支える地域の力を向上させることで子ども虐待を防止します。

- ① 「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」で、生後4か月までの乳児のいる全家庭に訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、子育て家庭と地域が早い時期につながる機会とします。
- ② おかやま産前産後相談ステーションでの妊娠届出時に、子育て支援制度・サービスの情報提供を行い、妊娠期から出産・育児へ切れ目のない支援を行います。
- ③ 子ども虐待防止を願う市民運動であるオレンジリボンキャンペーン活動を継続実施することで、子どもを虐待から守る意識の向上につなげます。

#### 重点取組

①	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）
②	おかやま産前産後相談ステーション （子育て世代包括センター；利用者支援事業母子保健型）
③	オレンジリボンキャンペーン【子ども虐待防止の充実】

#### 2. 早期発見と支援

関係機関との連携を強化し、子ども虐待を早期発見できる環境を整えるとともに、子育てに困難を抱えている家庭への支援の充実を図ります。

- ① 早期発見の体制整備
  - ◆ 産科医療機関等と連携し、妊娠期から必要な支援につなげます。
  - ◆ 健診等の未受診者の全数把握を行い、子育てに困難を抱えている家庭を早期に把握し、必要な支援につなぎます。
  - ◆ 要保護児童対策地域協議会を核に、支援へのアクセスが弱い家庭などの早期発見の体制を充実し、地域支援につなぎます。
  - ◆ こども相談主事の活用によって、教育と福祉をつなぎ、困難を抱える子どもと家庭に必要な支援につなぎます。
- ② 支援の充実
  - ◆ 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に必要な指導、助言を行う養育支援訪問事業について、専門的相談支援に加え、育児家事援助の体制を整えて、支援の充実を図ります。

- ◆ 児童家庭支援センターとこども総合相談所、地域こども相談センターが連携し、相談支援を行います。
- ◆ ショートステイの拡充を図ります。
- ◆ 「仁愛館」での母子の生活・就労・養育支援の機能強化を図ります。
- ◆ 児童虐待を行った保護者に対して、児童虐待の再発を防止するため、保護者支援プログラムによる支援を行います。
- ◆ 里親、児童養護施設等での家庭的養育（代替養育）の提供を推進します。（後述）

### 重点取組

①	要保護児童対策地域協議会
①	子ども相談主事の配置
②	ショートステイの活用【子育て短期支援（ショートステイ）事業】
②	保護者支援プログラムの実施

### 3. 支援体制の強化

- ① こども総合相談所は、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づく適正な人員配置と人材の育成に努めます。
- ② 地域こども相談センターの体制等を強化し、18歳までのすべての子どもと家庭、妊産婦等を切れ目なく継続的に子ども支援の専門性を持ってソーシャルワークを中心とした在宅支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。
- ③ 在宅での養育支援を行える人材の育成に努める。

### 重点取組

①③	児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)に基づく適正な人員配置と人材育成
②	子ども家庭総合支援拠点の設置

### 評価指標

指標	平成 30 年度	令和 6 年度	令和 11 年度
子ども家庭総合支援拠点の設置数	0 か所	6 か所	6 か所

## 2 社会的養育の推進

平成28年児童福祉法改正により「子どもが権利の主体であること」と「家庭養育優先の原則」が規定されました。法改正を受けて策定された「新しい社会的養育ビジョン」ではこの理念が具体化され、今後の社会的養育の方向性が示されています。これを踏まえ、こどもの最善の利益の実現に向けて以下の取り組みを行います。

### (1) 現状

#### 1. 代替養育の状況

- 施設入所・里親など代替養育の必要な児童数は横ばいで推移しています。
- 施設入所が全体の86.0%を占めており、里親等への委託は14.0%に留まっています。
- 里親委託率は微増傾向です。児童の多様化・複雑化するニーズに対応可能な里親が限られることなどにより大幅な増加には至っていません。

岡山市の代替養育の状況

	H27	H28	H29	H30	H31
乳児院・児童養護施設入所児 a	200人	189人	209人	192人	191人
里親委託児童数 b	19人	20人	22人	22人	24人
ファミリーホーム委託児 c	7人	9人	8人	9人	7人
合計	226人	218人	239人	223人	222人
里親等委託率 (b+c)/(a+b+c)	11.5%	13.3%	12.6%	13.9%	14.0%

(各年3月31日時点)

#### 2. 里親登録の状況

- 新規里親登録は毎年5～10組程度ありますが、高齢等で登録を辞退する里親も毎年数組あるため、全体として里親登録数は横ばいとなっています。

岡山市の里親登録数の状況

	H27	H28	H29	H30	H31
里親登録数	53組	59組	70組	70組	70組

(各年3月31日時点)

### 3. 乳児院・児童養護施設の小規模化・地域分散化の状況

- 施設では入所児童にできる限り良好な家庭的環境を提供するため、生活環境の小規模化・地域分散化を進めています。定員のうち小規模・地域分散化に対応しているのは8.2%に留まっています。

岡山市の乳児院・児童養護施設の小規模化・地域分散化の状況

(施設：箇所、定員：人)

	H27		H28		H29		H30		H31	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
乳児院 児童養護施設	6	313	6	313	6	313	6	294	6	294
敷地内小規模 グループケア	5	32	5	28	5	28	5	28	7	39
分園型小規模 グループケア	1	6	1	6	1	6	1	6	1	6
地域小規模 児童養護施設	1	6	2	12	2	12	2	12	3	18

(各年3月31日時点)

### 4. 乳児院・児童養護施設に入所している子どもの現状

(児童養護施設入所児童等調査 平成30年2月1日現在)

- 被虐待経験を有する入所児童は9割弱になっています。
- 両親又は父母のどちらかがいる児童が多く、両親がともにいない児童は2割弱となっています。
- 乳児院に入所している乳幼児のうち、半年以上措置されている乳幼児は6割を超え、児童養護施設に入所している幼児のうち、1年以上措置されている幼児は7割を超えています。
- 児童養護施設に入所している学童期以降の児童のうち、3年以上措置されている児童は7割近くになります。
- 何らかの障害を有している児童は6割近くに及び、障害等を複合的に有している児童は3割超となっています。

#### (2) 基本的な考え方

子どもが健全に養育されるよう、家庭での養育を支援します。家庭養育が困難な場合には代替養育を行います。可能な限り短期間とします。代替養育は里親等の家庭における養育環境と同様の養育環境で行われることを優先します。それが適当でない場合は地域に分散化した小規模な施設によるできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう環境整備を進めます。家庭復帰が困難な場合は永続的な解決としての特別養子縁組も検討します。

子どもの「意見を聴かれる権利」を保障し、子どもの支援や養育環境の改善に反映させます。子どもに「意見を聴かれる権利」があることを周知し、意見を聴かれる機会を確保します。

代替養育を必要とする子どもの数は平成30年度末時点で222人です。今後の推移としては横ばいが予想され、令和11年度末時点での代替養育を必要とする子どもの数は221人を見込みます。

※見込み数は過去の代替養育を必要とした子ども数の推移から推計した数値。

### (3) 基本方針と重点取組

#### 1. 家庭養育優先原則に基づく里親の積極的な推進

##### ① 里親制度の周知啓発と里親リクルート

- ◆ 地域社会が、幅広く里親制度について理解するための啓発活動を実施します。
- ◆ 子育て経験者、児童福祉施設・学校園での就労経験者、子ども支援活動を行う団体の所属者などを対象とした効果的な里親リクルート活動を実施します。
- ◆ 一時里親制度の周知啓発と積極的な活用を通して、子どもと関わる経験をすることで里親リクルートにつなぎます。
- ◆ 民間機関と協働した効果的な周知啓発事業を実施します。

##### ② 児童相談所を中心とした丁寧なマッチング

- ◆ 里親担当職員体制を強化し専門性の向上を図ります。
- ◆ マッチングでは、こども総合相談所職員に加え、里親支援専門相談員やフォスタリング機関により、進捗状況を丁寧に確認します。

※フォスタリング機関：里親のリクルート、里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援を包括的に実施する機関

##### ③ 里子が安心して生活できるための里親支援体制

- ◆ 里子や里親が自らの思いを伝えやすく、継続的な支援が可能な専門性の高い支援者を育成します。
- ◆ 里子里親の思いを反映した自立支援計画の作成と定期的な見直しを実施します。
- ◆ 子どもを中心においた養育ができる里親を育成するための実践的な研修を実施します。
- ◆ 一時保護委託等での里親の積極的な活用を通して里親としての経験を重ね、里親の対応力の向上を図ります。

- ◆ 里子里親、児童相談所、関係機関と効果的な連携ができるフォスタリング機関を育成し、令和6年度までに設置します。
- ◆ 善隣館はこども総合相談所と一体となり、里親の募集・育成・支援を担う機能を強化します。

#### ④ 養子縁組の推進

- ◆ 子どもが永続的に安定した養育環境で育つことができるよう、必要に応じて養子縁組について情報提供等するとともに、養子縁組あっせん機関登録希望者の里親関係研修参加などの協力を行います。

### 重点取組

①	民間への業務委託も含めた効果的な周知啓発活動を展開 【里親養育包括支援事業】
②	里親担当職員の体制強化と専門性の向上 【里親養育包括支援事業】
③	フォスタリング機関の育成と設置 【里親養育包括支援事業】

### 評価指標

	H30 年度	R 6 年度	R 11 年度
里親委託率	14.0%	34.9%	44.3%
委託児童数 (ファミリーホームを含む)	31 人	75 人	98 人
里親登録数	70 組	151 組	194 組

## 2. 子どもを支え続ける専門施設としての児童養護施設等の機能

### ① 小規模・地域分散化による家庭的養育の実現

- ◆ 施設の小規模・地域分散化の推進を計画的に支援します。
- ◆ 小規模・地域分散化された施設でのケアや地域連携を担うことのできる職員の資質向上を支援します。
- ◆ 地域分散化した施設と地域住民との連携が進むよう支援します。
- ◆ 小規模・地域分散化された施設と児童相談所など関係機関の連携を推進します。

## ② 高機能化の推進

- ◆ 専門的なケアが必要な児童の支援強化のための専門職員配置を支援します。
- ◆ 本体施設による地域分散化施設への支援機能の強化を支援します。

## ③ 多機能化の推進

- ◆ 児童家庭支援センターなど、児童養育の専門機関による地域の子ども家庭支援の強化を推進します。
- ◆ 代替養育における家庭養育推進のため、包括的フォスタリング機関による里親の募集・育成・支援を推進します。
- ◆ 地域の家庭養育支援のため、ショートステイや一時保護を安定的に行う体制の整備を支援します。

### 重点取組

①②	児童養護施設等の地域分散化推進 【民間の児童養護施設等の整備及び環境改善支援】
①②	児童養護施設等の基幹的職員育成研修の充実 【民間の児童養護施設等の人材確保・育成支援事業】
①	社会的養育推進フォーラム
③	児童家庭支援センター運営補助事業
③	フォスタリング機関の育成と設置【里親養育包括支援事業】

### 評価指標

指標	H30 年度	R6 年度	R11 年度
小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の箇所数と入所こども数	4 か所 24 人	5 か所 30 人	11 か所 66 人

### 3. 社会的養護からの児童の自立支援

- ◆ 施設入所児童等の社会自立に備え、退所前の支援を強化します。
- ◆ 施設退所後も相談し助言が受けられるなど、アフターケアの充実を図ります。
- ◆ 施設が児童の社会的自立を支え、支援機関としての役割が果たせるよう支援します。
- ◆ 自立援助ホームの運営を支援していきます。

### 重点取組

	社会的養護自立支援事業
--	-------------

#### 4. 子どもの権利擁護の取組

- ◆ 社会的養護を受ける子どもたちに対して、自分の現在と将来について、成長・発達、特性に応じた丁寧な説明が行われ、理解と見通しをもてるようにします。
- ◆ 児童養護施設等において、「子どもの権利ノート」等を活用し、自分に「意見を聴かれる権利」があることを伝えます。また、施設が設置する第三者委員会、子どもの意見箱、子ども自身による施設内自治会をはじめ、子どもが意見を表明し、反映される仕組みづくりを進めます。
- ◆ 一時保護所退所時の子どもへのアンケートや、職員による自己点検により、常に一時保護所の環境改善に努めます。
- ◆ 一時保護所の第三者評価導入を検討します。
- ◆ 措置された子どもや一時保護された子どもの「意見を聴かれる権利」を擁護する観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見をくみ取る仕組みづくりを検討します。
- ◆ 児童福祉審議会等において社会的養護に関する施策を検討する際に、当事者の子ども自身の参加や子どもたちの意見をくみ取る仕組みを検討します。

#### 重点取組

	児童養護施設や一時保護所の入所児童への第三者によるヒアリングの仕組みづくり
	児童福祉審議会での当事者の意見表明の仕組みづくり



## 第6章 子どもの貧困対策の推進について

### 1 子どもの貧困の現状と取組経過

厚生労働省「国民生活基礎調査の概況」(H30)によると日本の子どもの相対的貧困率は13.9%(7人に一人)、ひとり親家庭の貧困率は50.8%になります。市内の子どものうち、H30年度末の生活保護世帯の割合は約1.4%、児童扶養手当受給世帯の子どもは約7.2%、就学援助を受けている小中学生は14.8%と、その割合は近年低下する傾向にはありますが、まだまだ多くの子どもが経済的に困難な世帯で暮らしています。

【岡山市の生活困窮世帯の子どもの割合】 (％)

年度	H27	H28	H29	H30
生活保護世帯の子どもの割合	1.65	1.56	1.49	1.43
児童扶養手当受給世帯の子どもの割合	7.90	7.55	7.34	7.19
就学援助の認定を受けている小中学生の割合	15.70	14.95	14.6	14.8

市では、平成28年度に関係機関・団体への「岡山市子どもの生活に関する実態調査」を行い、平成29年度には、県とともに小学5年生・中学2年生とその保護者への生活実態調査を行いました。経済的に困窮した世帯では、子どものために貯蓄等を行う余裕がなく、食事や医療機関の受診を控えたり、親子で過ごし時間が充分とれていなかったりする様子がうかがえます。また学校の授業の理解度が低かったり、自己肯定感が低い状況が見受けられ、将来の夢や進学の希望にも所得格差による差がみられます。こうした状況の改善に向けて、平成29年度に「子どもの貧困対策推進方針」を策定し、関係部署・関係機関等が連携して子どもの貧困対策を推進してきました。

●過去1年間に、経済的な理由から、購入・支払いができなかったこと（小5保護者）

	食料が 買えな かった	衣料・生活 用品が買 えなかった	医療機 関の受 診を控 えた
区分1	10.9%	20.3%	17.3%
区分4	0%	0%	2.2%

●「子どもの将来のための貯蓄がある」  
(小5保護者)

区分1	45.0%
区分4	95.6%

●学校の授業がどのくらいわかるか。  
「半分くらいわかる～ほとんどわからない」

	(小5)	(中2)
区分1	33.2%	52.2%
区分4	11.1%	32.1%

●自分は価値ある人間だと思うか（小5）

「とてもそう思う」	区分1	15.3%
	区分4	46.7%

●夢や目標をかなえるために頑張りたいと思うか（小5）

「頑張ってもムダだと思う」	区分1	4.0%
	区分4	2.2%

●将来、どの学校まで行きたいと思うか。  
(中2)

	「高校まで」	「大学・大学院まで」
区分1	33.5%	26.7%
区分4	11.3%	62.3%

## 2 基本的な考え方

子どもの最善の利益が保障されるよう、子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、全ての子どもたちが、夢と希望を持って成長していくことのできる社会を目指して、関係部署・機関等が連携して子どもの貧困対策を推進します。

## 3 基本方針と重点取組

### (1) 早期に、確実に、支援につなぐ

見えにくい子どもの貧困、SOSを発することができない子どもや家庭に早期に気づき、必要な支援に確実につなぐ仕組みを整えます。また困難を、ためらわずに相談できる環境を整え、社会全体で困難に気づき支える機運を醸成します。

### ① 「気づき」のアンテナ

保健師、保育士、教職員等が、子どもと家庭に直接出会い、母子保健・保育・子育て支援・教育等を行う職員は、困難を抱える子どもと家庭を見逃すことなく必要な支援につなぎます。

### ② 相談・支援体制

- ◆ 関係機関等の連携を強め、子どもと家庭に寄り添ったきめ細かな相談・支援を進めます。
- ◆ 「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向け、地域こども相談センターの体制の充実を図ります。
- ◆ 子ども相談主事による、教育と福祉をつなぐ支援の充実を図ります。
- ◆ 相談支援包括化推進員を配置し、複合的な課題を抱える子ども・家庭を見逃さず支援につなげます。

### ③ 地域ネットワーク

地域の中に、困難に気づき支援につなぐことのできるネットワークを築き、子どもと家庭をみんなで支える地域づくりを支援します。民生委員児童委員、学校園、福祉事務所等関係機関、子どもの居場所等の連携を強化します。

## 重点取組

基本方針	重点取組
(1)①	おかやま産前産後相談ステーション
(1)①	スクールカウンセラーの配置
(1)②	子ども相談主事の配置
(1)③	子どもの居場所づくり促進事業

## (2) 直面する困難を解決する～ひとり親家庭など保護者等への支援

養育が難しい家庭と子どもを支え、保護者の経済的自立を実現するよう支援を進めます。とりわけ、貧困率の高いひとり親世帯への支援を重点として取り組みます。

### ① 経済的支援・就労支援

生活の安定を築くため必要な経済的支援を行い、職業生活の安定と向上につながる就労支援を進めます。母子・父子自立支援員がひとり親家庭に寄り添って自立にむけて支援します。

## ア. 経済的支援

生活の安定と福祉の向上を図るため、児童手当、児童扶養手当等の支給や医療費の助成を行うほか、子育てに係る各種負担の軽減を図ります。

## イ. 就労支援

- 福祉ジョブ・サポートスペース岡山、生活困窮者自立相談支援事業などの活用を進め、生活基盤の安定につながる就労につなげます。
- ひとり親家庭について、就労につながる技術や資格の取得を支援するため、母子家庭自立支援事業、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の活用を進めます。
- ひとり親家庭等の保護者等の雇用の理解を広げるため、事業者等への啓発を進めます。

## ウ. 養育費

離婚後の生活と養育の安定につながるよう、養育費・面会交流の相談を行います。

## ② 養育支援

養育支援訪問事業、子育て短期支援事業等の活用により、生活困窮世帯、ひとり親世帯の生活・養育を支援します。

## 重点取組

基本方針	重点取組
(2)①	母子・父子自立支援員の配置
(2)①ア	児童扶養手当
(2)①ア	ひとり親家庭等医療費助成
(2)①イ	福祉ジョブ・サポート・スペース岡山
(2)①イ	岡山市生活困窮者自立相談支援
(2)①イ	母子家庭等自立支援給付金事業
(2)②	養育支援訪問事業
(2)②	子育て短期支援（ショートステイ）事業

### (3) 困難を連鎖させない～子どもへの支援～

子どもと家庭の社会的孤立を防ぎ、学習習慣の定着と基礎的学力の習得を支援します。乳幼児期からの心の安定、心身の健康、自己肯定感・自尊心、コミュニケーション能力、他者への信頼感・共感性を高めます。高校中退等による高校生世代の社会的孤立を防ぎ、自立を支援します。

#### ① 基礎学力・学習習慣等の形成

- 乳幼児期の子どもの自己肯定感を高める保育・教育の充実を進めます。
- 小中学校で学習意欲を育て、基礎学力と学習習慣の形成、自己肯定感を高める支援を強化します。
- 保育・幼児教育、小中学校で、支援が必要な子どもへのきめ細やかな指導を行います。
- 学校園と福祉機関、地域との連携を強化します。

#### ② 就学等の経済的支援

- 保育・幼児教育の無償化を進めます。
- 就学援助制度の活用を進めます。
- 奨学金制度の充実を図ります。

#### ③ 学習支援

- 生活困窮世帯、ひとり親家庭の児童への学習支援を進めます。

#### ④ 居場所支援

子どもと家庭の孤立を防ぎ、必要な支援が届く地域の子どもの居場所を広げます。

- 子ども食堂や学習支援など、子どもの居場所の立ち上げを支援します。
- 子どもの居場所づくり相談窓口で、居場所づくりや運営等の相談に応じます。

#### ⑤ 自立支援

子どもたちが将来の夢を持ち、夢の実現のために努力することができるよう支援します。

- 職業や社会について具体的に考え、職業観を築くことができるようキャリア教育を推進します。
- 児童養護施設等で暮らす児童について、進学・就労、生活自立が果たせるよう、退所前の支援及び退所後の相談・支援を行います。
- 高校中退の防止や中退後の支援の仕組づくりを進めます。

## 重点取組

基本方針	重点取組
(3)①	基礎学力・学習習慣等の形成を図る小・中学校教育の充実
(3)①	乳幼児の健全な心身の発達を図る保育・教育の充実
(3)②	就学援助制度
(3)②	保育・幼児教育の無償化 (利用者負担の免除・減額)
(3)②	奨学金制度
(3)③	生活困窮者・ひとり親家庭学習支援事業
(3)④	子どもの居場所づくり促進事業
(3)⑤	社会的養護の子どもの自立支援事業

## 4 評価指標

平成29年に実施した「岡山県子どもの生活実態調査」の中から、貧困が世代を超えて連鎖することにつながる指標として、進学希望と自己肯定感に関する指標を評価指標とし、貧困世帯（区分1）と全体の平均値の格差の解消を進めていきます。

子どもたちが自分を価値ある人間と思え、将来の夢や目標を持ちチャレンジができるように、また、経済的理由で高校・大学等への進学をあきらめることがないように、子どもの貧困対策の取組を推進していきます。

なお、現在検討されている国の全国調査の結果を踏まえ、今後、本評価指標の見直しをします。

指 標	H29 世帯区分別		H29 全体
	区分1	区分2	
将来どの学校まで行きたいか（中学2年生） 「大学・大学院まで行きたい」割合	区分1	26.7%	41.7%
	区分2	34.9%	
	区分3	51.4%	
	区分4	62.3%	
自分は価値ある人間だと思うか（小学5年生） 「とてもそう思う」の割合	区分1	15.3%	24.6%
	区分2	21.8%	
	区分3	28.3%	
	区分4	46.7%	

世帯区分1：等価可処分所得122万円未満

世帯区分2： // 245万円未満

世帯区分3： // 490万円未満

世帯区分4： // 490万円以上

